

<h1 style="color: blue;">交渉情報</h1>	<h2 style="text-align: center;">NO.96</h2>	日本郵便信越支社 要員集配部
JP労組信越地方本部	2019年4月23日	添付資料:なし

ゴールデンウィーク期間の「祝日代休付与」の考え方について

【関連：交渉情報NO. 95（2019.4.19）】

標記について、4月19日に説明を受けた「連休期間中の要員配置等の対応」についての支社資料①にある、要員配置のポイントの中で「正社員への祝日代休付与」について、あたかも、祝日代休付与が前提と受け止められることから、再度信越支社要員集配部に祝日代休付与についての考え方について示すよう求めました。

支社は、祝日代休の付与については、あくまで「本人希望、もしくは本人の同意を得た場合のみ」に祝日代休付与をするものであって、安易に祝日代休を付与するものではないとの考え方を示してきました。

また、祝日代休を付与する際は、ゴールデンウィーク以降のオペレーションに影響を与えないことはもちろんのこと、計年等の取得計画に影響がないようにすることを、各局に指導したとしています。

地本は、本人の同意を得る際に強制的に同意を得ることが無いよう、強く支社に申し入れをしましたので、各支部におかれましては職場の状況を注視していただき、不適切な対応があった場合には、地本へ一報願います。

以 上